

南九州市告示第165号

南九州市保育所等給食材料費支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 9 月 11 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市保育所等給食材料費支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市保育所等給食材料費支援事業補助金交付要綱（令和 4 年南九州市告示第162号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 3 条中「令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで」を「令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月まで」に改め、「材料」を削り、「その」を「補助金の」に改め、「第 2」を削る。

第 4 条中「令和 8 年」を「令和 9 年」に改める。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中「22%」を「6 %」に改め、同表を別表とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の南九州市保育所等給食材料費支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。